

滑川商業施設 「大規模小売店舗立地法」に基づく 計画概要説明会のご案内

地域の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび滑川市沖田新におきまして、複合商業施設の出店を計画し、先般「大規模小売店舗立地法」に基づく届出を行いました。

つきましては、同法に基づく届出概要についての説明会を、下記の日程にて開催致しますのでご案内申し上げます。

平成30年3月吉日

<建物設置者>

株式会社明文堂プランナー
代表取締役 清水 大志郎
下新川郡朝日町沼保909番地の2

株式会社バローホールディングス
代表取締役 田代 正美
岐阜県恵那市大井町180番地の1

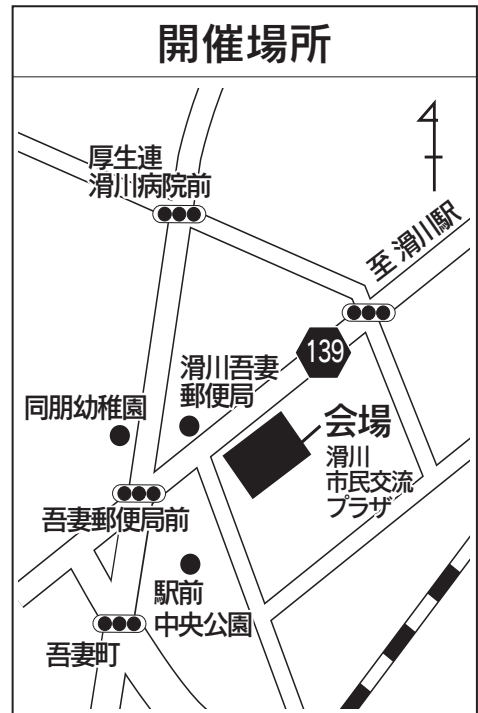
■開催日時：平成30年3月29日(木) 午後7時から約1時間程度を予定
※受付開始は午後6時30分より

■開催場所：滑川市民交流プラザ 3階 研修室2
滑川市吾妻町426番地

計画概要

(1) 店舗名称	滑川商業施設
(2) 所在地	滑川市沖田新22番外29筆
(3) 小売業者名	株式会社バロー・中部薬品株式会社 株式会社しまむら・コネクシオ株式会社 株式会社明文堂プランナー
(4) 店舗面積	5,431㎡
(5) 開店予定日	平成30年10月
(6) 営業時間	午前9時00分～午後9時30分(株式会社バロー) 午前9時00分～翌午前0時00分(中部薬品株式会社) 午前10時00分～午後8時00分(株式会社しまむら) 午前10時00分～午後7時00分(コネクシオ株式会社) 午前7時00分～翌午前1時00分(株式会社明文堂プランナー)
(7) 建物設置者	株式会社バローホールディングス、株式会社明文堂プランナー
(8) 駐車台数	306台

開催場所



○富山県商業まちづくり課より

■大規模小売店舗立地法の手続きの流れは以下のとおりです。

届出提出 → 公告 → 地元説明会 → 県の意見通知 → 新設(営業開始)

■大規模小売店舗立地法第8条第2項に基づき、大規模小売店舗の届出に対して、周辺地域の生活環境保持の観点から意見がある場合、公告の日から4か月以内に、県に対し、意見書を提出することができます。

詳しくは商業まちづくり課のHPをご覧ください。

商業まちづくり課HPアドレス：http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1306/index.html

※「大規模小売店舗立地法」とは…大規模小売店舗に起因する「交通」「騒音」「廃棄物」などの影響について、周辺的生活環境の保持の観点から、建物設置者(建物の所有者)による適正な配慮がなされることを確保するよう求めるための手続を定めた法律。

[お問い合わせ先] 株式会社バローホールディングス 店舗開発・資産管理本部
岐阜県多治見市大針町661-1 TEL 0572-20-0805
[受付時間] 午前9時～午後6時(土日祝日除く)